

【預金口座振替に関する規約】

弊社に対して負う求償債務を、預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)により弁済をする者は、以下の条項に同意します。

- (1) 弊社が、預金口座振替依頼書を、求償債務の弁済金受領のために、利用すること。
- (2) 弁済約定書の定めにかかわらず振替依頼書において指定した日を弁済期日とすること。
但し、弁済期日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を弁済期日とします。
なお、自動振替による弁済以外の方法に変更した場合であっても、弁済期日は変更しないものとします。
- (3) 自動振替以外での弁済がなされた場合、弁済期日において弁済金額の自動振替はされることがあります。

2012年9月10日